

中東知的財産ニュースレター Vol.30

サウジアラビア — たばこ製品のプレーン・パッケージング導入を計画

サウジアラビアは、たばこ製品のプレーン・パッケージング導入計画を世界貿易機関(WTO)に通知した。2018年9月12日にWTOに提出され、関係当局によって検討された提案には、「たばこ製品のプレーン・パッケージング規格」と題する規制案が添付されていた。

サウジアラビアは新規則の導入時期について明らかにしなかったが、湾岸協力会議(GCC)および中東初の導入国となる見込みである。なお、WTOは禁煙の手段としてプレーン・パッケージングを支持する機関の1つであり、サウジアラビアのプレーン・パッケージング導入を強く支持すると思われる。

ちなみに、たばこプレーン・パッケージとは、ロゴ、カラー、ブランド・イメージ、または販売促進情報を使用せずに、規定の色およびフォント・スタイルでブランド名と製品名を表示するパッケージのことである。

バーレーン — 特許および実用新案施行規則を公布

2018年12月13日、係属中および新規の特許出願の実体審査を開始するという最近の決定を受けて、バーレーン特許庁は特許および実用新案に関する2004年法律第1号の施行規則を公布した。

待望されていた施行規則は、より明確な特許登録プロセスへの道を拓くことが期待される。施行規則の公布に伴い、バーレーン特許庁は特許審査に関するオフィシャルフィーを全面的に改定したほか、審査手数料を新たに導入した。

ヨルダン — 出願システムをクラウドに移行

ヨルダン特許商標庁は、知的財産の保護に対する自国のたゆまぬ取り組みに鑑み、2019年1月1日より電子形式によるすべての出願の受付および処理を開始することを発表した。

当面の間は電子出願と物理的手段による出願を受け付け、来年初めをめどに電子出願に全面移行する予定である。

中東・北アフリカ — 大手たばこ会社の知的財産保護について

中東・北アフリカ(MENA)は、たばこ産業における収益性の高い市場であるが、競争が熾烈であり、包装の些細な要素をめぐって訴訟が発生する。世界的ブランドは、参入する前に現地ブランドとの類似点および相違点を把握しておく必要がある。

分類

たばこ会社が電子たばこ市場への参入を進める中、この革新的な業界における適切な保護の確保は検討に値する問題である。たばこ製品がニース国際分類第 34 類に該当するのに対し、電子たばこや加熱式たばこはニース国際分類第 9 類及び第 11 類に該当する。この 3 つの類での商標登録に要件は特に規定されていない。それにもかかわらず、一部の商標局は商品を指定せずすべての類を請求する出願を認めており、いずれの類見出しを使用しても、あまりに曖昧で明確さに欠けるという理由によって拒絶することはない。それに対し、ヨルダン、サウジアラビア、スーダン、およびアラブ首長国連邦など、一部の国は制限を設けており、出願人は類の中の商品を指定しなければならず、それ以外の出願は受理されない。

キャッチフレーズ

コモンローの国とは異なり、MENA 地域ではたばこのブランド・オーナーがキャッチフレーズの登録に当たって大きな困難に直面することはあまりない。米国および EU の関係当局は、キャッチフレーズが宣伝対象の商品または役務の純粋な説明であるか、識別性に欠けるという理由で申請を拒絶することが多い。それに対し、MENA 地域のほとんどの商標局では、イランなどの少数の例外はあるものの、当該標章が明らかに関連商品の記述的標章でない限り、この種の商標出願は審査に通りやすい。実際、ブランド・オーナーは保護したいキャッチフレーズ自体に派生的意味があることの証明を求められないことが多い。

プレーン・パッケージング

最初のトピックで紹介したサウジアラビアは例外として、たとえプレーン・パッケージングの波が MENA 地域に押し寄せるとしても、ある程度時間がかかるであろう。したがって、当面の間、MENA 地域ではたばこ会社は比較的自由に製品の販売や登録を行うことができる。

立体商標

原則として、中東・北アフリカ (MENA) において、商品又は包装の形状の態様を立体商標として登録することは可能であると考えられる。例えば、湾岸諸国会議 (GCC) の新たな商標法では、商標の定義はかなり拡大されている。新法の下では、商標は、形状又は図形要素及び色彩で構成することができるものであると、明確に定義されている。ただし、実際には、国によって、所管官庁が独自の法解釈に基づき、単に既存のガイドラインに従って手続を進めているところも散見される。したがって、現段階で指摘できるのは、GCC 諸国の中には、立体商標を登録することができるところもあるが、サウジアラビアなど、その他の諸国では、立体商標を登録することはできないということである。ただし、サウジアラビアでは、現在のプラクティスに基づいて、立体商標を二次元の商標として登録することはできる。

プラクティスが国によってかなり異なる場合、実体審査の時点で困難が生じる恐れがある。ワークフローは、ある程度システム化していると言うことはできるが、審査一般に

ついで言えば、それに伴う不確実性を織り込む必要があり、例えば、日本と比較した場合、秩序だった基準があるわけではない。さらに、指摘しておくべきことは、採用できる写真の枚数などといった立体商標出願の正確な登録要件に関連して、関係当局が明確なガイドラインや、実際の指示が何もないということである。このことが意味しているのは、関係当局が審査の時点で、いつでも柔軟になる可能性も厳格になる可能性もあり、しかも事前通知が何も行われえないということである。

国によっては、商品の外観が登録に必要な識別力を有している限りは、当該商品の形状を商標として出願することが、何らの異議なく受理されることもある。その他の国においては、プリントに何らのコアワードマークも記載されていない場合、商品の形状は、商標としては受理されない。最も考え得る理由としては、商標法と意匠法のバランスを維持するためであるということが考えられる。意匠法は、デザイン性のある商品を保護するために用いられているからである。

とは言え、立体商標は、各国法令に基づき、その他の商標と同様の保護を受けることができる。実際に、MENA 全域における商標法は、レバノンとモロッコを除き、かなりの程度まで調和されている。登録の絶対的理由を定めるほとんどすべての条項は同等の内容なので、同一の方法で解釈することができる。

検索

MENA 地域内のすべての国および法域では、商標局での一般的なクリアランス調査が可能である。商標検索は登録前の重要なステップであるが、イラクを除き、商標出願の際の要件ではない。MENA 地域のほぼすべての国が民法の国であること、つまり一般に民法が法体系全体を網羅していることを考えると、先願主義の原則がかなりの重みを持つ。つまり、商標局でのクリアランスは、原則として市場での使用に関するクリアランスも意味する。

使用

出願戦略では不使用取消審判のリスクを考慮に入れなければならないが、標章の登録はできるだけ行うべきであり、登録を行えば、それを基礎として侵害者を訴えることができる。ただし、MENA 地域は、不使用取消審判が適用法令における異議申し立てと似ている米国とは状況が異なる。MENA 地域のほとんどの国では、不使用取消審判は地方裁判所に提起しなければならず、その結果、手続きの時間及び費用が大幅に増大し、予見性も高くないであろう。

まとめると、たばこ商標の保護は難易度が高く、大きな労力を要するプロセスであり、特別な配慮と対処が要求される。

アルジェリア — オフィシャルフィーの改定

アルジェリアは、最近、あらゆる知的財産関連（商標、特許、工業デザインを含む）のオフィシャルフィーを改定すると発表した。新料金はまた、特許や実用新案の審査費用

および維持年金費用にも適用される。改定後の料金は、2018年12月30日より適用された。

その背景として、アルジェリアは、アフリカで最大の国であり、アルジェリア国民は教育水準が高く、アラビア語、フランス語、タマジクト語の3カ国語を流暢に話す。また、天然資源が豊富で、天然ガスの確定埋蔵量が世界第10位である。

アルジェリアの特許庁は、適切な研修を受ければ強力な審査機関となり得ると考えられる。または、モロッコやチュニジアの例に倣って、アルジェリアも欧州特許庁と協定を締結する可能性があるのではないだろうか。

エジプト — 輸入はエジプト輸出入管理公団による規制を受ける

エジプト当局は、密輸撲滅に向けた努力の一環として、特定の輸入品目について、輸出入管理公団（General Organization for Export and Import Control, GOEIC）の許可がない限り、合法的に市販されないことを規定する一連の規制を2016年3月に定めた。

GOEICは、2019年1月15日に2019年の省令番号44で宣言される追加の商品をリストに含めた。この省令は、許可取得の現在の手続きを確認するものでもある。したがって、商標所有者は、当該輸入製品の商標登録に加え、製造業者の名称をGOEICに登録する必要がある。

以下の表にレコーダルの要件を概説する。

製造業者の名称のレコーダル	商標登録のレコーダル
<p>定款</p> <p>製造業者の製品および商標のリスト</p> <p>国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation, ILAC）、国際認定フォーラム（International Accreditation Forum, IAF）によって承認された機関、または外国貿易担当大臣により承認されたエジプトもしくは外国の機関が発行した、工場が品質管理システムを保持していることを証明する証明書</p>	<p>現地または外国の商標登録の証明書。所有者が外国登録の提出を選択した場合、母国での登録が望ましい。</p> <p>商標を有する商品の販売を許可されている流通センターに関する、商標を所有している会社から発行された証明書</p> <p>商標を所有している会社に品質管理システム／品質保証があることを証明する証明書で、ILAC、IAFによって承認された機関、または外国貿易担当大臣により承認されたエジプトもしくは外国の機関が発行したもの</p>

以下は、GOEICへの登録が必要な製品の更新後のリストである。

1. 2キロ以下のパッケージの小売用牛乳および乳製品
2. 2キロ以下のパッケージの小売用プリザーブドフルーツおよびドライフルーツ

3. 2キロ以下のパッケージの小売用油脂
4. 2キロ以下のパッケージの小売用チョコレートおよびカカオを含有する食品
5. 砂糖菓子
6. ペストリーおよび穀物調製品、パン、ベーカリー製品
7. 10キロ以下のパッケージの小売用果実飲料
8. 天然水、鉱泉水、炭酸水
9. 化粧品、口腔・歯科医療製品、脱臭剤、トイレタリー製品、芳香剤
10. 小売用の石鹼および石鹼として使用される表面活性剤
11. 床材
12. バスタブ、シンク、洗面器、トイレ、便座、便座カバー
13. トイレットペーパー、化粧紙、おむつ、タオル
14. 食器、食卓用金物、台所用品
15. 食卓用ガラス器
16. 補強された鉄
17. 家庭用機器（ストーブ、油揚器、エアコン、ファン、食器洗い機、ミキサー、ヒーター）
18. 家庭用および事務用家具
19. 自転車、オートバイ、電動自転車
20. 時計
21. 家庭用照明機器
22. 玩具
23. 個人用防護具（PPE）および医療用衣類を除く、テキスタイル、衣類、家具、カーペット、毛布、履物
24. カーペット
25. 履物
26. バッグ
27. 輸送用部材および包装用品（コンテナ、箱、バッグ、および類似の製品）
28. 電気シェーバーおよび脱毛器具
29. 電話

クウェート — オンライン登録プラットフォームへのアップグレード

クウェートの商標局（TMO）は、昨年電子出願の導入の成功を受けて、オンライン出願プラットフォームをアップグレードし、商品／役務の事前承認されたリストを含めた。

この更新により、出願人は、2018年12月よりニース分類第10版に記載されたとおりの品目を申請するか、または当該の類の全商品／役務を選択する必要がある。出願当初の範囲を拡大する、指定商品／役務の追加または変更は許可されない。

クウェートと同様に湾岸協力会議（GCC）の加盟国であるサウジアラビアとアラブ首長国連邦もまた電子出願の類似の条件を採用した。

サウジアラビアでは、TMOにより、出願人は類見出しを申請すること、分類の全品目と合わせて類見出しを請求すること、ニース分類からの特定の品目と合わせて類見出しを請求すること、またはニース分類からの特定の品目を請求することが可能になっている。

アラブ首長国連邦に関しては、TMOにより、出願人は類見出しを請求すること、またはニース分類に一致させるために商品／役務のリストを請求することができる。

クウェート — 登録に関連する手続き上の変更

クウェートのTMOは、2019年1月20日に法律上正当と認められた委任状(POA)を出願時に提出する必要があることを発表した。以前は、出願日から3カ月以内にPOAを提出することができた。

なお、商標出願の優先権書類は、出願日から3カ月以内に提出することができ、変更はない。

カタール — アラビア語の保護に関する法律の導入

アラビア語の保護に関する2019年の法律番号7が2019年1月14日にカタールで施行された。

この法律により、各省庁およびその他の政府機関および公共団体・機関は、会議や話し合い、すべての発行される決議文、規則、指示、文書、契約書、書状、指定、プログラム、出版物、視覚的、視聴覚的、テキストによる、およびその他の会議資料でアラビア語を使用することが義務付けられる。

国の法律はアラビア語で起草され、公共の利益がある場合は、他言語に翻訳される可能性がある。この法律の第8条により、商業、金融、工業、科学、娯楽部門またはその他の部門の会社は、アラビア語の名称を使用しなければならず、名称または製品名が登録されている外国および現地の会社・機関は、アラビア語と外国語で併記されることを条件として、外国語の名称を保持することができる。

この法律の第9条により、カタールの製品に関連する表示および情報は、アラビア語で記載しなければならないが、他言語の翻訳を併記することができる。商標に関しては、第10条により、アラビア語で商標および商号の音訳を記載することが義務付けられる。さらに、目立つ場所にアラビア語の音訳を配置しなければならない。

この法律には、すべての関係者が法律の条項に従うために必要な対策を講じることができるよう、法律の発効日から6カ月間のグレース・ピリオドがある。当該期間は、閣僚会議(Council of Ministers)の同意を条件として適宜延長し得る。

この法律の条項に違反した当事者は、50,000カタール・リヤル(13,750米ドル)以下の罰金を科される。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 30

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2019年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。